

平 戸 市 監 査 公 表 第 88 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 25 年 8 月 22 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

第 1 監査の対象

総務部財政課

第 2 監査の期間

平成 25 年 5 月 17 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 22～23 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。

- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。
- (5) 建設工事関係
工事請負関係事務は適正に行われているか。

第5 監査の結果

今回監査の結果、概ね良好に処理されていることが認められたが、以下に記述する事項については、今後検討され適正な処理、改善に努められるよう望むものである。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示し、特に指摘事項等はないと認めた。

【意見】

生月町宮田駐車場の使用料金について、月額普通車5,000円、軽自動車4,000円としてあるが、区画面積に関係なく車種による料金設定をしており、車の買い替え等で車種の変更があった場合、管理上の問題も発生しかねない。

今後、車種による料金ではなく区画面積等を考慮した区画ごとの料金設定を検討されたい。

また、普通財産ではあるが使用目的もはっきりしており、継続性もあるので、駐車場として管理運営に関する要綱の整備も併せて検討されたい。

第6 むすび

監査の結果、適正に執行されているものと認められた。

財政状況については、常に正確に報告・公表されることが必要であり、すでに財務書類4表の作成、公表がなされているが、さらに議会や市民への情報の公開、わかりやすい説明が求められる。

今後も種々の方策を推進し健全で安定した行財政の運営を図られるよう望むものである。

＜参考＞指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。